犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令要綱

第一　犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部改正

一　題名を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令」に改めることとする。

二　遺族給付金の支給を受けることができる遺族に生計維持関係遺族が含まれている場合の遺族給付基礎額の最高額及び最低額を引き上げ、犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十五歳未満である場合の遺族給付基礎額を六千六百円とすることとする。（第五条及び別表第一関係）

三　遺族給付金の支給を受けることができる遺族に生計維持関係遺族が含まれている場合の遺族給付金に係る倍数を、生計維持関係遺族の人数の区分に応じて引き上げることとする。（第六条関係）

四　休業加算基礎額は、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額に百分の四十八を乗じて得た額とすることとする。ただし、その最高額及び最低額を定めることとする。（第十二条及び別表第三関係）

五　重傷病給付金等の限度額を百二十万円とすることとする。（第十三条関係）

六　犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第一級から第三級までに該当する場合の障害給付基礎額の最高額及び最低額を引き上げ、犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十五歳未満である場合の障害給付基礎額を七千六百円とすることとする。（第十四条及び別表第四関係）

七　犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第一級から第三級までのいずれかに該当する場合の障害給付金に係る倍数を、障害の程度に応じて引き上げることとする。（第十五条関係）

第二　警察庁組織令の一部改正

警察庁長官官房給与厚生課並びに生活安全局生活安全企画課及び地域課の所掌事務に関する規定を整備することとする。（第十一条、第十五条及び第十六条関係）

第三　その他関係政令

その他関係政令について、所要の規定の整備を行うこととする。

第四　施行期日等

一　この政令は、平成二十年七月一日から施行することとする。（附則第一項関係）

二　所要の経過措置を設けることとする。（附則第二項関係）